

(別紙様式1)

令和6年度奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連携促進業務に関する業務請負条件

本業務は、世界遺産条約が各遺産地域に策定を義務づけている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」に記された順応的管理の実施の一環である。順応的な保全管理の効果的な実施に資することを目的とし関係行政機関間の連絡・調整を図るための会合の開催補助（資料作成・議事録作成を含む）を実施する。世界自然遺産地域協働ワークショップでは当該世界自然遺産の価値を理解し、より効果的に来訪者にその価値を伝えることを目的に4島遺産地域関係者間での相互学習、課題や情報の共有、意見交換を実施する。

上記より本業務の遂行には「世界自然遺産地域」の保全管理及び価値に関する知識・知見が不可欠であり、これらの知識・知見が不十分な従事者により業務が行われた場合は、当該世界自然遺産の円滑な保全管理体制の構築に支障をきたすおそれがある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

本業務に従事する者が、過去5年以内に「世界自然遺産地域の保全管理又は普及啓発に関する業務」の実績を有することが確認できる書類として、契約書の写し、業務内容が分かるもの及び従事予定者が当該業務に関わったことが分かるもの。

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書7. (1) のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4. に同じ

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書7. のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連携促進業務に関する請負条件資料在中」と明記するこ

- と。提出期限までに提出先に現に届かなかつた業務請負条件資料は、無効とする。
- ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和6年度奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連携促進業務に関する請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

本業務に従事する者が、過去5年以内に「世界自然遺産地域の保全管理又は普及啓発に関する業務」の実績を有することが確認できる書類として、契約書の写し、業務内容が分かるもの及び従事予定者が当該業務に関わったことが分かるもの。

(担当者等連絡先)

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L:

E-mail: